

指定介護予防型通所サービス重要事項説明書

当事業所は松山市の指定を受けています。

第 3870106378 号

当事業所は、契約者に対して指定介護予防型通所サービスを提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことについて
次の通り説明します。

(注) 指定介護予防型通所サービスの利用は、原則として要支援認定で「要支援」と
認定されている方が対象となります。また、市長が特に認める者（事業対象者）も
利用できます。

— 目 次 —

1. 事業所運営法人
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について

1 事業所運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 愛媛県済生会
- (2) 法人所在地 松山市山西町997番地1
- (3) 電話番号 (089) 952-0332
- (4) 代表者氏名 支部長 岡田 武志
- (5) 設立年月日 昭和 6年 7月 1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防型通所サービス事業所
第3870106378号
- (2) 事業所の目的 契約者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、契約者の心身の機能の維持回復を図り、契約者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、指定介護予防型通所サービスを提供します。
このサービスは、「要支援」に判定された方と「事業対象者」が利用できます。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人恩賜財団済生会 松山特別養護老人ホーム
在宅介護サービス
- (4) 事業所の所在地 松山市久万ノ台1717番地
- (5) 電話番号 (089) 927-0261
- (6) 管理者 篠崎 建二
- (7) 開設年月 平成27年 4月 1日
- (8) 通常の事業の実施地域 松山市(島嶼部除く)
- (9) 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。
- (10) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(11) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分まで

(12) 定 員 45名（指定通所介護を含む）

3 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定介護予防型通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置について、指定基準を遵守します。

(1) 主な職員の配置状況（指定通所介護を兼ねる）

職 種	常勤者配置数	非常勤職員
管理者	1名（兼務）	
生活相談員	3名（兼務）	
介護職員	8名(2名兼務)	2名
看護職員	2名（兼務）	
機能訓練指導員	2名（兼務）	

(2) 主な職員の職務内容

①管理者

従業員の管理及びご利用申込に係る連絡調整や業務の実施状況の把握、その他、管理を一元的に行うとともに、事業の適正な執行のために指揮監督を行います。ご利用者様又はそのご家族様のご希望及び身体状況等に配慮して通所介護計画を作成します。

②生活相談員

ご利用者様又はそのご家族様等との連絡調整・相談援助、他の従業者に対する援助目標及びサービス内容の徹底、サービス担当者会議への出席、ご利用者様のご希望並びに心身の状態及びご家族様等の状況に配慮したサービスを提供できるよう調整します。

③介護職員

ご利用者様の身体状況を把握し、通所介護サービス計画に基づいた介護サービスを行います。

④看護職員

ご利用者様の身体状況等を把握し、健康状態の管理、服薬・処置を行います。

⑤機能訓練指導員

ご利用者様が日常生活における生活機能の維持・向上をはかるための機能訓練を行います。

4 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金が第一号事業費から給付されるサービス (契約書第4条関係)

①一般的な健康状態の確認

身体及び健康（血圧・体温・脈拍・体重等）状態の確認をします。

②介護及び入浴のサービス

お身体の状態にあった歩行（移動）、食事、排せつ、入浴（特別浴・普通浴・足浴・清拭）等の身の回りのお世話をします。

③相談援助サービス

生活相談員が契約者およびそのご家族の相談に応じ、適切な援助を行います。

④送迎サービス

車両を使用しご自宅への送迎を行います。

⑤運動機能向上サービス

機能訓練指導員が、契約者の身体状況にあった運動機能向上訓練を実施します。

⑥栄養管理サービス

健康状態に適した食事の提供及び栄養指導を実施します。

1 割負担の方の料金

(単位 円)

サービス・加算の内容	要支援1・事業対象者	要支援2・事業対象者
1月に次の回数以上の場合の月額	4回以上 1,798	8回以上 3,621
1月に次の回数までの場合の1回単価	3回まで 436	7回まで 447
科学的介護推進体制加算	40/月	40/月
サービス提供体制加算 (I)	88/月	176/月
介護職員等処遇改善加算	1カ月の利用料金に12%加算となります。	

介護職員等処遇改善加算

(2) 上記加算の要件

①科学的介護推進体制加算

利用者毎の日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他利用者毎の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービスの計画を見直すなど、その情報を適切に活用します。

②サービス提供体制強化加算 (I)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を70%以上で配置した場合に算定します。

③介護職員等処遇改善加算

ご利用者に直接介護サービスを提供する職員（介護職員）の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とした加算です。

(2) 第一号事業費対象とならないサービス (契約書第5条・第7条関係)

以下の①～②については、制度外のサービスとなり、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 食事、栄養管理サービス

管理栄養士の献立により、高齢者の嗜好及び身体状況に配慮した食事を提供します。

食事時間	朝食	8 : 30	～	9 : 30
	昼食	12 : 00	～	13 : 00
	夕食	16 : 30	～	17 : 00
食費	朝食	450円		
	昼食・夕食	600円		

② 紙おむつ使用料

紙おむつについては、契約者負担になります。 1枚 80円

② 洗濯代

必要に応じて衣類の洗濯を行った場合は、洗濯機使用料が契約者負担になります。

1回 100円

③ レクリエーションの実施サービス

ご希望のレクリエーション等に参加していただくことができます。ただし、個別に参加するレクリエーション(陶芸等)に係る材料代等の実費は、契約者の負担になります。

⑤ 支給限度を超える指定介護予防型通所サービス

要支援の支給限度を越える場合は、実費負担が生じます。

主なレクリエーション行事予定 (上記④の内容) 変更が生じる場合があります。

○ 主な年間予定

お正月	お正月の行事を行います。
節分	施設内で豆まきを行います。
ひなまつり	おひなさま飾りをつくり、飾りつけを行います。
端午の節句	兜、鯉のぼりの飾り付けを行います。
七夕まつり	七夕の短冊をつくり、飾り付けを行います。
夏祭り	近隣の学校の生徒さんの音楽発表、模擬店などで夏の気分を味わって楽しんで頂きます。
敬老週間行事	敬老の日を祝し、職員による演芸などを楽しんで頂きます。
クリスマス・忘年会	職員による演芸などを一緒に楽しんで頂きます。

○ 主な月間行事・活動予定

誕生祝	誕生日の方を皆さんでお祝いします。
足湯	常設の足湯設備で足浴を行います。
陶芸	湯呑みやお皿などをつくります。
レクリエーション	風船バレーなど、いろいろなゲームを楽しみます。
園芸	菜園での季節の野菜づくり、季節の花を育てます。
手工芸	ぬり絵やちぎり絵、フラワーアレンジメントなどを楽しみます。
出来立て献立	プロの料理人が目の前で作る天ぷらやお寿司、おそばなどを味わって頂きます。

ア 特別な食事

契約者の希望より提供した特別な食事（嗜好品）は、実費負担していただきます。

イ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費を負担していただきます。

（例） 自らの意思により購入した日用品、物品、衣類、嗜好品等の購入代金。
美容サービス等

（注1） 第一号事業費に変更があったとき、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由があるときは、正当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、説明いたします。

（注2） 契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が第一号事業費から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合は、契約者が第一号事業費支給の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

前記（1）、（2）の料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし（手数料無料）指定金融機関は次のとおり
ゆうちょ銀行 愛媛銀行 伊予銀行 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫
川之江信用金庫 四国労働金庫 愛媛県下農業協同組合
- ② 指定口座への振込み（金融機関所定の振込手数料が必要です。）
指定口座 愛媛銀行三津浜東支店 普通預金口座 0958900
口座名義人 社会福祉法人^{徳島}済生会支部 愛媛県済生会
松山特別養護老人ホーム 施設長 稲井裕子

（3）利用の中止、変更（契約書第9条関係）

- ① 利用予定期間の前に、契約者の都合により指定介護予防型通所サービスを中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。この場合は、サービス実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- ④ 利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止のお申し出をされた場合は、取消料として500円をお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用期間の変更又は追加の申出に対して、利用状況等により希望する日にサービスを提供することができない場合は、利用可能期日を示して協議します。
- ③ 新たなサービス利用を追加する場合は、サービス実施日の前日までに指定介護予防支援事業者で介護予防サービス計画の変更が必要になります。

(4) 緊急時の対応 (契約書第10条第3項関係)

契約者の健康状態に急変が生じた場合等の緊急時は、速やかにご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。(受診・入院にあたっては、ご家族の協力が必要です。)

ご 家 族	氏 名			
	所在地		電話番号	
主 治 医	氏 名			
	所在地		電話番号	
協力医療機関	名 称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 松山病院		
	所在地	松山市山西町880-2	電話番号	089-951-6111
いずれかを○で囲む				
緊急入院・受診の対応は、 主 治 医 協力医療機関 での対応を希望する。				

(5) 身体拘束の禁止について (契約書第10条第5項関係)

当事業所は、契約者の身体拘束・その他行動を制限する行為を致しません。ただし、契約者又は他の利用者等の生命又は身体の保護に必要な場合に限り、身体拘束を行うことがあります。

(6) 事故発生時の対応 (契約書第10条第6項関係)

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族、市町村、指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、その事故状況及び経過の記録等、必要な措置を講じます。

(7) 守秘義務及び個人情報について (契約書第11条関係)

当事業所は、契約者及びその家族等の個人情報について、第三者へ漏洩しません。ただし、次の場合については、必要最低限の個人情報の提供を行います。

- 一 法令に基づく要請の場合 (協力を求められる最低限の範囲)
- 二 受診・施設入所等に伴い、医療機関又は指定介護予防支援事業者等に情報提供を行う場合 (別紙看護要約等に記載する範囲)
- 三 介護保険法で定めるサービス担当者会議開催に伴い、指定介護予防支援事業者等へ情報提供を行う場合 (介護予防型通所サービス計画に記載する範囲)
- 四 契約者の便宜を代理で行う場合 (契約者から依頼された範囲)
- 五 事業費請求事務を行う場合 (請求・照会への回答を行うために必要最低限の範囲)
- 六 利用料金の口座引落とし事務を行う場合 (必要最低限の範囲)
- 七 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するために必要な協力をする場合 (協力を求められる最低限の範囲)
- 八 損害賠償保険事務を行う場合 (保険請求・届出・相談に必要な最低限の範囲)
- 九 家族等への心身の状況説明を行う場合 (必要な説明を行うための最低限の範囲)

○個人情報は、次目的に限り使用又は取得します。

- 一 契約者に対して、指定介護予防型通所サービスの提供を適切に行うため。
- 二 松山市長の定める運営管理を適切に行うため。
- 三 契約者の生命・身体又は財産の保護のため。

(8) 損害賠償責任 (契約書第14・15・16条関係)

当事業所の責任による事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をします。

※事業所の設備、管理体制、業務に不備・欠陥がない場合は、損害賠償の対象になりません。

(9) 認知症に係る取組み

当事業所の職員には、認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、認知症に係る研修の受講を推進しています。また介護に直接携わる職員うち、医療・福祉関係の資格を有さない職員については認知症介護基礎研修を受講させることとしています。

(10) 感染症や災害への対応力強化

当事業所は、感染症対策強化として、感染委員会の実施、指針の整備、感染症に関する研修の実施、訓練(シミュレーション)について、適宜行います。

又、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定を行い、研修の実施、訓練(シミュレーション)について、適宜行います。

又、訓練の実施にあたっては、防災協定を締結している近隣町内会の参加協力が得られるよう連携に努めます。又、災害種別ごとの計画を策定して、施設の見やすい場所に掲示します。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

②虐待の防止のための指針を整備します。

③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定めます。

④記を適切に実施するための担当者を置きます。

(12) ハラスメント対策

当事業所は、セクハラ、パワハラ、マタハラ、モラハラなどのハラスメント行為への対策を講じます。サービスご利用に際しまして、ハラスメント行為などにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの利用中止や契約を解除させていただく場合があります。

(13) 通所介護における地域等との連携の強化

当事業所は、契約者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、事業の運営にあたって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等地域との交流を行います。

(14) その他利用に関する留意事項

○医療機関への受診 ご家族で対応してください。

○設備の利用 故意に壊す、汚す行為をする場合は、本人負担で原状回復、又は弁償していただきます。(契約者に判断能力がない場合は除く)

○所持品の管理 必要な場合は、事前にご相談してください。(著しく判断能力が低いと思われる方のご利用もある為、高額なアクセサリ等貴重品は持参をご遠慮ください)

- 迷惑行為の禁止 他のご利用者や職員に対する宗教活動・政治活動・営利活動、他のご利用者や職員が不快に感じるセクハラ、パワハラ、モラハラ等の迷惑行為は厳禁とします。
- 飲酒・喫煙 禁止しております。酒気を帯びての利用もお断りします。

5 苦情の受付について（契約書第 23 条関係）

- (1) 当施設における相談又は苦情に対応する常設の窓口（連絡先）は下記のとおりです。

苦情受付 担当者 管理者 篠崎 建二
電話番号 089-927-0261（月～土 8:30～17:30）
F A X 089-922-5633
苦情解決 責任者 済生会松山特別養護法人ホーム 施設長 稲井裕子
電話番号 089-922-5455

○苦情は面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けし下記のような体制・手順にて処理いたします。

- ①苦情受付担当者が受け付けた苦情を文書に記録し、苦情解決責任者に報告いたします。
- ②苦情解決責任者は苦情内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知いたします。
- ③ ご利用者様の立場に立ち、苦情内容を詳細に調査いたします。
- ④ 苦情受付担当者と苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
- ⑤ 苦情内容・処理内容については、文書に記録し指定書庫(鍵付)にて5年間保管します。

- (2) 行政機関等は、下記のとおりです。

松山市役所 介護保険課
所在地 松山市二番町四丁目7番地2
電話 089-948-6968（月～金 8:30～17:15）

- (3) 苦情受付機関は、下記のとおりです。

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会
所在地 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内
電話 089-998-3477
（月～金 9:00～12:00、13:00～16:30）

令和 年 月 日

指定介護予防型通所サービスの提供に際して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会
松山特別養護老人ホーム 在宅介護サービス

説明者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。
説明事項について、同意・承諾します。

契約者氏名 印

契約者家族氏名 印
(契約者との関係)